

第5回 教育・研究WG 議事概要

平成17年1月27日 10:30~
永田町合同庁舎 共用第一会議室

出席委員

白石主査、志太委員、福井専門委員、安念専門委員
文部科学省からの出席者

永山総務課行政改革推進室長、堀同室室長補佐、角田初等中等教育企画課課長補佐、大西教科書課課長補佐、佐藤高等教育企画課課長補佐、鈴木大学振興課大学設置室長、塩原私学行政課課長補佐、徳岡私学部付調査官、関根調査調整課課長補佐、伊藤研究環境・産業連携課技術移転推進室長

1. 文部科学省からの説明

配付資料（3か年計画のフォローアップの資料）にそって説明。

2. 質疑

安念専門委員：大学の自己所有要件について、なぜ自己所有でなければならないのか？

塩原私学行政課課長補佐：学校法人制度の基礎は財団法人制度であり、財産を持っていることが基本となる。借り物であれば借料負担が生じる。また、自己所有していれば自由に使える。さらに、自己所有による信用力が学校経営にメリットがある。

仮に学校経営が苦しくなった場合には、自己所有の財産であれば一部の売却等により運営資金を確保することができる。

安念専門委員：実感としては理解できるがフィナンシャルとしては理解できない。自己所有するための借入に利息を払わなければならない。ともかく、規制緩和の着地点はどこかをききたい。

塩原課長補佐：学校法人制度は寄付が基本。法人設立の時点では借金ゼロであること自体が前提になり、というところからのスタートであることを理解してもらいたい。

規制緩和については、大学の校地面積基準の緩和の流れとの関係もあり、資産を持つという面と基準面積の規制緩和との両面から検討を進めることにしている。さらに、自己所有だけが財務の安定性に寄与するものなのか、ということも検討しなければならないと考えている。

鈴木大学振興課大学設置室長

自己所有の緩和の特例を活用してビルを活用した例があるが、ビルを貸す側の都合で実際には借りられなくなった、などの不都合が生じてしまった例もある。

また、校地面積基準の特例については、実例が出ていないのでこれから検討課題である。

安念専門委員：不動産を購入する場合にも買えなくなる場合もある。土地の購入を段階的に認めるのであれば、買えなくなることはあり得る。

白石主査：土地神話がなくなって、土地以外の担保価値の方が重視されつつある。自己所有は土地神話時代の話であると思う。

設置認可の参考人制度について詳しく説明してほしい。

鈴木室長：参考人制度は、産業界等の意見も聞くべきである、という議論に対応して導入したものである。専門職大学院等については産業界からの参考人の意見を聞くことにした。試行的導入の段階である。

個別利害に關係しており、守秘の觀点から大学の設置認可の審査に関わる者の公表は慎重に取り扱う必要がある。参考人制度は、審査を受ける側から推薦された参考人を審査に参画させる制度である。

参考人の人数は特に定められていない。実例としては、知財の企業関係者が入ったケース、デジタルコンテンツの企業関係者が複数入ったケースがある。より多角的に審査が深められることを期待している。

白石主査：参考人は、申請者側の応援団と考えてよいか？

鈴木室長：直接の利害関係者ではバランスを失するのではないか。申請者側からの推薦は、具体名ではなく分野を推薦してもらっている。

福井専門委員：参考人は公開されるのか？

鈴木室長：参考人を公開することについては本人の同意が得にくく、個人名は公開しない扱いとした。

参考人の意見は認可の可否には直接決定するわけではない。今年度は、参考人に書面での意見表明をしてもらった。将来的にどのようなやり方をするかは検討中。

福井専門委員：弁護人抜きの刑事裁判のような印象を受ける。参考人の氏名が公表されないと、同業他社の関係者が参考人となる可能性もある。そのような参考人が公正であるといえるのか？

鈴木室長：審査と裁判をアナロジーで議論するのはどうかと考える。審査委員は公平中立な立場に立つ前提でお願いしている。

福井専門委員：少子化で、大学関係者は、大学の生き残りのために似た分野の動向を非常に気にしている。似た分野でライバルが出てくると学生を奪われるのでないか、ということが、実際上考慮の対象にならないか？

事後に委員名は公開されるということであるが、議事録は公開されているのか？

鈴木室長：議事については、議事概要を公開している。

福井専門委員：同業他社の関係者が審査に加わって公正ではない審査が行われているのではないか、という考えを持つものがいる以上、議事録において誰がどんな発言を行ったのかが検証されないと、公正さが担保されているとはいえないのではないか。

鈴木室長：もともとは一切非公開であった。現在は、委員名簿はオープンであり、専門委員のメンバーも事後に公開している。

福井専門委員：名前と発言内容が結びついていないと検証できない。

安念専門委員：知財関係や法科大学院の審査でも問題のあるケースがある。条件が事前に示されないケースは問題。

鈴木室長：基本的には準則主義の流れを踏まえて法令で規定している。

安念専門委員：事前に条件を示すべき。例えば、法科大学院の審査において、理論的な研究を行うものを入れるべき、というような条件が事後的に示されたりしている。フェアではない。

鈴木室長：申請者にとってわかりにくい点は事前の相談での説明等をしている。法科大学院については、制度導入の過渡的な時期という面もあったと思う。

安念専門委員：完全でなくていないので、発言者と発言内容をわかるようにしてほしい。

志太委員：私学審議会の見直しについて、フィードバックはしてもらっているのか？

塩原課長補佐：法律改正をして通知を発出した。具体的な人選は各県の判断となる。

志太委員：改正の趣旨を徹底してはどうか？

塩原課長補佐：地方の判断である。

福井専門委員：単純に自由にすればよい、ということではない。趣旨を徹底してほしい。原則として私学関係者は私学審議会に入るな、ということ。

塩原課長補佐：都道府県の判断である。都道府県の動向を見ながら判断したい。

福井専門委員：自己所有要件について、自己所有の範囲は？

塩原課長補佐：自己所有要件と面積基準は別である。基本的には基準面積以上を自己所有。

福井専門委員：学校法人は負債がない状態でスタートというのか？

塩原課長補佐：学校法人の負債がない、という意味。資産超過の段階からスタート、ということ。

福井専門委員：金融資産は？

塩原課長補佐：購入に必要な資金や当座の運営経費に相当する額の資金は必要。

福井専門委員：物的資産としては校地・校舎であり、そのほかに運転資金ということですね。

地価デフレの中、土地を購入したら大学経営に悪影響が出るのでは？

塩原課長補佐：学校というのは継続性・安定性が必要。

福井専門委員：資産デフレの時期であるのでどうなのか？ レンタルの方がいい場合もあるのではないか？

塩原課長補佐：地価の値上がり値下がりは考慮に入れていない。

福井専門委員：硬直的な基準になっているのではないか？ 基準はどういう形式で決められているのか？

塩原課長補佐：審査基準の告示に規定されている。

福井専門委員：レンタルの方がよいケースが認められるのであれば書き込むべき。

私学審議会委員に利害当事者が多すぎる、という問題意識をはっきりさせる通達を出すべき。

永山総務課行政改革推進室長：事前に都道府県の裁量事項には関与できない。

白石主査：当会議から通知を出すか？

安念専門委員：文部科学省と連名で出すことにしたい。

志太委員：公設民営の経過は？

永山室長：今国会に法案提出する。

福井専門委員：国立大学は評価の観点からうまく進んでいるのか？

佐藤高等教育企画課長補佐：評価委員会とも相談しながら進めている。まず実施要項を定めた。

福井専門委員：評価について批判的な意見の人が多い。項目が些末。作業量が多すぎる。

安念専門委員：自己所有要件と基準面積とで何の関係があるのか？

塩原課長補佐：基準面積以上を自己所有する、ということ。

安念専門委員：とにかく自由化してくれ。後は自己責任でやればよい。